

在宅生活支援環境整備事業の概要

1. 事業目的

- 本補助事業は、在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が、様々な理由により、介護が難しくなる場合(いわゆる「介護者なき後」)に備え、障害者支援施設等に対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助することにより、自動車事故による重度後遺障害者及びその御家族の安心・安全な生活を確保するための環境整備の支援を行う。

2. 事業内容

- 障害者支援施設等が、自動車事故による重度後遺障害者の入所受入れ環境整備のために必要とする以下のものに対し補助する。
 1. 医療機器等の導入に係る経費
 2. 人材確保等に係る経費

3. 事業要件

対象事業者	○障害者総合支援法に基づく「 <u>障害者支援施設</u> 」、「 <u>グループホーム</u> 」
対象内容	①入所施設支援費(医療機器等購入費) ②人材雇用費 ③研修等経費
要件	○介護料受給者及び自賠法施行令別表第一第2級以上の者が <u>入居</u> している又は、具体的な入居見込みがあること。 ○介護料受給者及び自賠法施行令別表第一第2級以上の者が日常的に <u>日中活動事業(昼のサービス)</u> を利用していること。
補助額(限度額)	○医療機器等購入費は400万円を上限とし、実額支給とする。 ○人材雇用費は職員1名あたり月額30万円(年額360万円)を補助限度額とし、施設等が支払う給与と比較の上、低額の方を補助額とする。また常勤換算方法で3名を上限とする。 ○研修等経費は実額支給とする。

